

京都市告示第 285 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 10 月 20 日

京都市長 門 川 大 作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
衣笠経41号線	北区大北山原谷乾町101番地の34地先から同町101番地の2地先まで	告示の日
衣笠緯13号線	北区大北山原谷乾町103番地の2地先から同町91番地地先まで	〃
西京極58号線	右京区西京極南方町1番地地先内	〃

(建設局土木管理部道路明示課)